

検討事項説明資料

●背景

令和3年5月に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」を両立させるため、個人情報の保護に関する法律についても改正されました。これにより、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3本の法律が1本に統合されました。

また、現在個人情報保護条例により定められている各地方公共団体の個人情報に取扱いについても、改正法の地方公共団体関連部分の施行日である令和5年4月1日以後は、改正法の規定に基づき行うこととなります。改正法により全国的な共通ルールが定められることから、個人情報の保護が図られた上で適正なデータの利活用が行われていくこととなります。

なお、改正法においては、必要最小限で条例により各地方公共団体が独自の規定を設けることは可能とされているため、当該規定に係る案件について見直しを検討するものです。

●検討対象

改正法において条例で定めることが許容されている事項（改正法に直接的に規定はないが、改正法の趣旨を踏まえ、定めることが許容されている事項を含む。）

●検討事項

1. 条例要配慮個人情報について
2. 目的外利用等登録簿及び事務登録簿について
3. 手数料について
4. 不開示情報について
5. 開示決定等の期限等について
6. 諮問機関について
7. 個人情報管理責任者について
8. 運用状況について
9. 行政機関等匿名加工情報の提案募集について
10. 市民等の責務について

●凡例

改正法 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

現行条例 門真市個人情報保護条例（平成11年門真市条例第14号）

施行条例 （仮称）門真市個人情報の保護に関する法律施行条例

1. 条例要配慮個人情報について（施行条例：一）

内容：条例要配慮個人情報を独自に定めるか。

《説明》

地方公共団体において特に配慮を要するものとして定める個人情報は2種類



要配慮個人情報 改正法第2条第3項に規定されており、国の行政機関を対象としていた行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律では、既に平成29年5月から施行されている。

センシティブ情報 各自治体で独自に設けているものであり、要配慮個人情報よりも前から存在していたもの

本市は、現行条例において「センシティブ情報」について定めている。

▶現行条例における「センシティブ情報」に関する規定

現行条例

（収集の制限）

第7条

1～2 略

3 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき又は実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで、当該実施機関の権限の範囲内で個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ不可欠なものであると認めるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教その他の心身に関する基本的な個人情報
- (2) 社会的差別の原因となるおそれがある個人情報

※ 上記(1)、(2)がいわゆる「センシティブ情報」

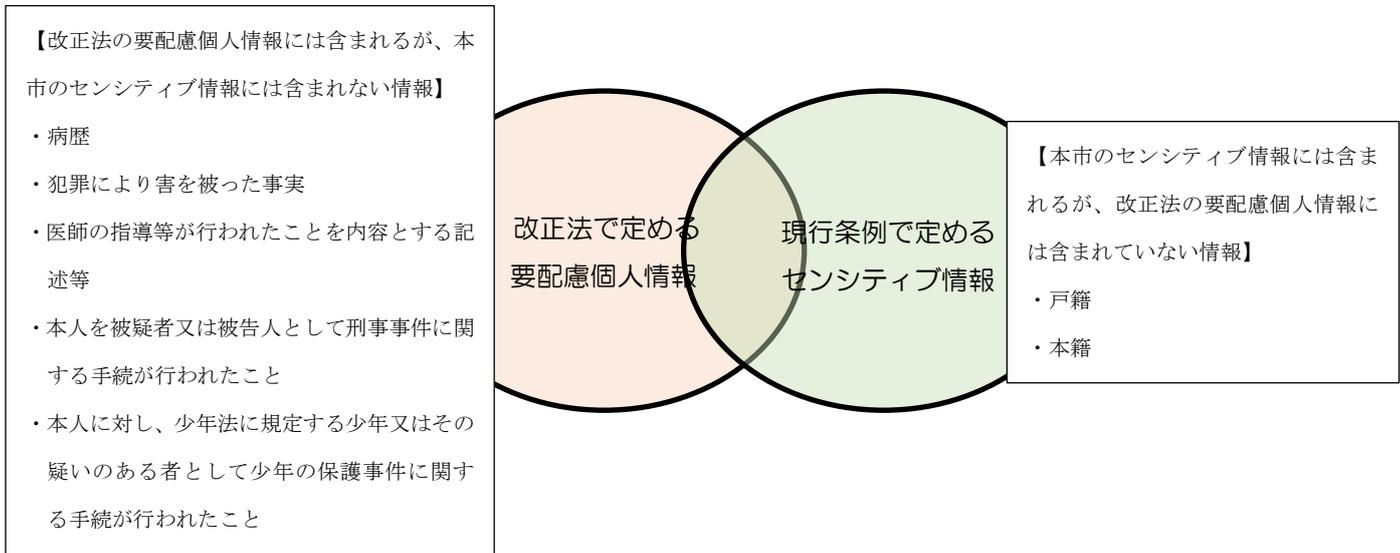
▶改正法における「要配慮個人情報」に関する規定

「要配慮個人情報」について、関連する条文を以下にまとめる。

改正法	個人情報の保護に関する法律施行令	個人情報の保護に関する法律施行規則
<p>第2条第3項</p> <p>3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p>	<p>（要配慮個人情報）</p> <p>第2条 法第2条第3項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。</p> <p>(2) 本人に対して医師その他医療に関連す</p>	<p>（要配慮個人情報）</p> <p>第5条 令第2条第1号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害</p> <p>(2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に</p>

<p>各情報の詳細</p> <p>人種…人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。なお、単純な国籍や「外国人」という情報は法的地位であり、それだけでは人種には含まない。また、肌の色は、人種を推知させる情報にすぎないため、人種には含まない。</p> <p>信条…個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むもの。</p> <p>社会的身分…ある個人にその境遇として固着して、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まない。</p> <p>病歴…病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分（例：特定の個人ががんに罹患している、統合失調症を患っている等）が該当する。</p> <p>犯罪の経歴…前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実が該当する。</p> <p>犯罪により害を被った事実…身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味する。具体的には、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当する。</p>	<p>る職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果</p> <p>(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。</p> <p>(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。</p> <p>(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。</p>	<p>う精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）</p> <p>(4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの</p>
--	--	--

要配慮個人情報とセンシティブ情報の比較



➤取扱いについて

現行条例（センシティブ情報） ⇒ 原則収集不可

（例外）・ 法令等の規定に基づくとき。

- ・ 審議会の意見を聴いたうえで、当該実施機関の権限の範囲内で個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ不可欠なものであると認めるとき。

改正法（要配慮個人情報） ⇒

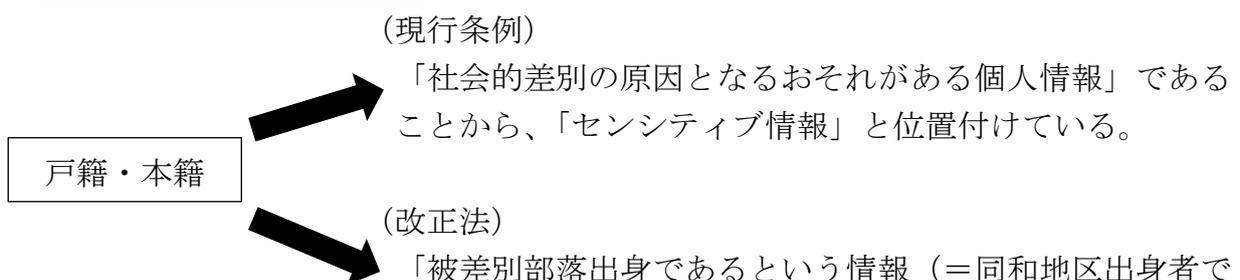
- ・ 取得制限規定なし
- ・ 個人情報ファイル簿への記載が必要（改正法第75条第1項）
個人情報ファイル簿：保有個人情報を含む情報の集合物である「個人情報ファイル」について、一定の事項を記載した改正法第75条第1項に規定する帳簿
- ・ 漏えい等が発生し、又はそのおそれがある場合に、該当する対象者の数にかかわらず個人情報保護委員会への報告及び本人通知が必要（改正法第68条）
※ 通常は、該当する対象者の数が100人を超える場合に報告及び本人通知対象となる。

条例要配慮個人情報の定義については、以下のとおり。

改正法 (定義) 第60条 1～4 略 5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が <u>条例で定める</u> 記述等が含まれる個人情報をいう。
--

《検討》

➤現行条例で「センシティブ情報」としているが、改正法において「要配慮個人情報」としていない情報について



あるという情報)」については、「要配慮個人情報」のうち「社会的身分」に関する情報とされている。



このことから、戸籍・本籍そのものを「条例要配慮個人情報」としなくても、現行条例において根拠としている「社会的差別の原因となるおそれがある個人情報」に対する配慮はできる。また、本籍については変更することができる。

▶ 新たに定めるべき情報があるか

改正法に定める「要配慮個人情報」により、取扱いに配慮を要する情報は一定網羅できている。仮に対象となり得る情報があったとしても、それらに取得の制限をかける規定は改正法にはなく、条例で定めることも許容されておらず、条例要配慮個人情報として定める実益は乏しい。

個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）

Q3-2-1 要配慮個人情報の取得制限を法施行条例で規定することは可能か。

【回答】

要配慮個人情報の取得を制限することは、行政機関等において要配慮個人情報の取扱いについて特別の制限を設けていない法の規律に抵触する規律を定めるものであり、個人情報保護やデータ流通について直接影響をあたえる事項に当たります。一方で、法はこのような規律を定めることについて委任規定を置いていません。よって、要配慮個人情報の取得制限を法施行条例で規定することは認められません。

他方、法は、行政機関等における要配慮個人情報の取得について特別の規定を設けていませんが、行政機関等において取り扱う個人情報全般について、その保有は法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定することとし（法第61条第1項）、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととしている（同条第2項）ほか、法第63条（不適正な利用の禁止）、法第64条（適正な取得）等の定めを置いており、要配慮個人情報の取扱いに当たってもこれらの規定を遵守する必要があります。

また、行政機関の長等の安全管理措置義務（法第66条）に関しても、求められる安全管理措置の内容は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、保有個人情報の取扱い状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容とする必要があります。行政機関内部における安全管理体制の構築に当たって、取り扱う保有個人情報が要配慮個人情報に当たることを勘案することは考えられます。

《方向性》

「条例要配慮個人情報」については定めない。

2. 目的外利用等登録簿及び事務登録簿について（施行条例：第3条）

内容：次に掲げる帳簿の作成及び公表を行うか。

- (1) 利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供する保有個人情報を記載した帳簿【目的外利用等登録簿】⇒改正法に作成及び公表規定なし
- (2) 個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿【事務登録簿】⇒改正法では作成及び公表を任意とする規定あり

《説明》

▶目的外利用等登録簿について

改正法第61条第1項の規定により、個人情報を保有するに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、同条第2項において、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない旨が規定されている。しかし、改正法第69条第1項又は第2項に規定する場合にあっては、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することが認められている。

改正法

（個人情報の保有の制限等）

第61条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第66条第2項第3号及び第4号、第69条第2項第2号及び第3号並びに第4節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用及び提供の制限）

第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3～4 略

➤ 事務登録簿について

改正法第75条第1項において個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務付けられており、同条第5項において「個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」を作成し、公表することが許容されている。

改正法

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第75条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2～4 略

5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿
(第5項)



現行条例の「個人情報取扱事務届出書」に相当

《検討》

➤ 本市の現行制度

目的外利用等登録簿及び事務登録簿に相当する届出書について、それぞれ規定している。

現行条例

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を、当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 同一実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、保有個人情報を利用し、又は提供することが当該実施機関の所掌事務の遂行に必要かつ不可欠のものであり、かつ、当該利用又は提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで、公益上の必要その他相当な理由があると認めるとき。

2～3 略

現行規則（門真市個人情報保護条例施行規則）

(目的外利用等の記録)

第3条 実施機関は、条例第8条第1項ただし書の規定により個人情報を目的外に利用し、又は外部に提供しようとするときは、個人情報目的外利用等届出書（様式第2号）により、市長に届け出なければならない。

現行条例

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、市の職員又は職員であった者に関する事務については、適用しない。

➤目的外利用等登録簿について

改正法では利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供する保有個人情報を記載した帳簿の作成及び公表については規定がないものの、これらを行うことについては許容されており、

- ・ 改正法第69条第1項及び第2項の規定に規定する【利用及び提供の制限】を適切に行う必要がある。
- ・ 現行制度においても同様の届出書の作成及び公表を行っており、本市の情報公開の観点からも効果的であると考えられる。

➤事務登録簿について

改正法では「個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」の作成及び公表については、任意とされているものの、

- ・ 改正法第63条及び第64条に規定する【不適正な利用の禁止】や【適正な取得】を適切に行う必要がある。
- ・ 改正法において作成及び公表が義務付けられている「個人情報ファイル簿」は、対象者が1,000人以下であるもの等、作成対象外とする保有個人情報が一定数あるため、それを補完する仕組みが必要である。
- ・ 現行制度においても同様の届出書の作成及び公表を行っており、本市の情報公開の観点からも効果的であると考えられる。

改正法

(不適正な利用の禁止)

第63条 行政機関の長（・・・）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第64条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

《方向性》

目的外利用等登録簿及び事務登録簿の作成及び公表を行う。

3. 手数料について（施行条例：第4条）

内容：費用関係（開示請求時・開示決定後の写しの交付時）の定め方について

《説明》

改正法において、開示請求時の手数料を条例で定めることとされている。

改正法

（手数料）

第89条

1 略

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

3～9 略

《検討》

➤ 国の見解

開示請求時の手数料は無料とし、規則で実費の徴収について定めることは許容されている。

個人情報保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）

Q5-7-1 開示請求の手数料は、国と異なる手数料を定めることは可能か。

【回答】

・・・実費の範囲内であれば、従量制の開示手数料を定めることが可能であり、また、手数料を無料とすることも妨げられません。

11月29日全国説明会Q&A一覧

42 開示請求における手数料の考え方について、本市の情報公開条例と足並みを揃え、手数料は無料にし、写しの交付を希望する方には、規則に規定しコピー代として実費を徴収することは、許容されるのか。

【回答】

地方公共団体の判断で開示請求の手数料を無料とすることは可能であり、手数料とは別に実費について実費徴収金のような形で徴収することも可能である(Q&A5-7-2)。なお、手数料は実費の範囲内で定める必要があるため、手数料を定め、実費について手数料とは別に徴収する際は、実費相当額を重複して徴収することがないように留意する必要がある。

個人情報保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）

Q5-7-2 開示請求の手数料とは別に、開示文書の写しの交付に要する費用を実費として徴収することはできるか。

【回答】

コピー代や記録媒体の費用等の実費について、開示請求の手数料とは別に徴収することは可能です。なお、改正法第89条第2項の規定により、地方公共団体の機関における開示請求の手数料は実費の範囲内において条例で定める額とされているところ、実費相当額を重複して徴収することがないように留意する必要があります。

「実費」の内容としては、開示決定等の通知書の発出、請求者に交付する写しの作成等開示請求の処理及び開示の実施のための事務における人件費、光熱費、消耗品費、送付に要する費用（通常郵便に加えて、本人限定受取郵便による場合の費用等も含む。）等の費用が含まれる。

➤本市の現行制度

市民の利便性を考慮し、開示請求に係る手数料は無料とし、写しの作成、送付に要する費用は実費として規則にて費用を定めている。

現行条例

（費用負担）

第20条 保有個人情報の開示請求・・・に関する手数料は、無料とする。ただし、保有個人情報を記録した公文書の写しの交付（電磁的記録にあっては、第16条第2項に規定する方法によるものを含む。）を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する実費として規則で定める費用を負担しなければならない。

情報公開条例

（費用負担）

第15条 開示請求又は第5条第2項に規定する公文書の開示の申出に基づく開示に関する手数料は、無料とする。ただし、公文書の写しの交付（電磁的記録にあっては、前条第2項に規定する方法によるものを含む。）を受けものは、当該写しの作成及び送付に要する実費として規則で定める費用を負担しなければならない。

《方向性》

現行条例や情報公開条例に合わせ、開示請求に関する手数料は無料とし、写しの作成、送付に要する費用は規則にて実費徴収とする旨を定める。

4. 不開示情報について（施行条例：—）

内容：開示請求の際の不開示情報を市独自で調整し、条例に規定を設けるか。

《説明》

改正法第78条において、開示請求時に不開示とする情報について定められている。同条第1項では不開示情報を列記し、第2項では地方公共団体の機関の情報公開条例との整合性を踏まえた読替規定がなされている。

第78条第2項の規定による読替え後の同条第1項は、

行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)～(7) 略

となるため、改正法に基づく個人情報の開示請求時の不開示情報について、現行条例に加え、門真市情報公開条例に基づく開示請求時の不開示情報との整合性等を考慮した上で検討する必要がある。

《検討①》

➤読替え後の改正法第78条第1項のうち、1つ目の「条例で定めるもの」

改正法第78条第1項上は不開示情報としているが、市の情報公開条例において開示対象としている情報であるため同様に開示対象としたい場合は、【開示対象】として条例で定めることとしている。

改正法で不開示情報とされているもののうち、門真市情報公開条例では「不開示情報として明記していない」もの（下線部分が該当）	備考	
開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、・・・ <u>個人識別符号</u> ・・・(第78条第1項第2号)	【改正法第78条第1項第2号の相当規定】 門真市情報公開条例第6条第1号柱書	国の情報公開請求において根拠とする行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号に規定する不開示情報においても <u>個人識別符号</u> については規定していない。ただし、個人識別符号については特定の個人を識別することができるものである必要があるため、仮に該当情報を不開示とする必要がある場合は、門真市情報公開条例第6条第1号柱書（個人に関する情報・・・であって、・・・特定の個人を識別することができるもの・・・）を適用することとしている。

<p>・・・地方公共団体・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ <u>・・・地方公共団体の機関・・・が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</u></p>	<p>【改正法第78条第1項第7号イの相当規定】</p> <p>該当規定なし</p>	<p>行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第3号に規定されているが、該当する公文書を保有するケースは極めて低いため、門真市情報公開条例に定めはない。</p> <p>仮に該当情報を不開示とする必要がある場合は、門真市情報公開条例第6条第4号、第6号柱書等を適用することとしている。</p>
<p>ハ 監査、検査、取締り、試験又は<u>租税の賦課若しくは徴収</u>に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>(第78条第1項第7号イ及びハ)</p>	<p>【改正法第78条第1項第7号ハの相当規定】</p> <p>門真市情報公開条例第6条第6号ア</p>	<p>行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号イに規定されているが、仮に該当情報を不開示とする必要がある場合は、門真市情報公開条例第6条第6号柱書を適用することができるため、<u>租税の賦課若しくは徴収</u>を具体的に明記する定めはない。</p>



改正法第78条第1項上は不開示情報としているが、市の情報公開条例において「不開示情報としては明記していない情報」が存在する。しかし、それらの情報は、「開示対象としている情報」ではなく、該当情報があった場合は改正法同様不開示とすることが想定されるため、「改正法においては不開示情報であるが、市の情報公開条例において開示対象とするような情報」はない。

《方向性①》

1つ目の「条例で定めるもの」について、施行条例においては定めない。

《検討②》

➤ 読替え後の改正法第78条第1項のうち、2つ目の「条例で定めるもの」

改正法第78条第1項上の不開示情報には当たらないが、市の情報公開条例上は不開示情報（行政機関情報公開法第5条に定める不開示情報に準じたものに限る。）としているため同様に不開示情報としたいときは、【不開示情報】として条例で定めることとしている。



現行条例第12条第5号、第8号は、改正法において不開示情報として定められていないが、ともに「行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報」ではない。

《補足》

仮に現行条例第12条第5号又は第8号に相当し、不開示とすべき情報がある場合、

主に改正法第78条第1項第7号の【地方公共団体・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの】として不開示とすることが考えられる。

なお、現行条例第12条第8号に相当する規定に対し、以下のとおり国の見解が示されている。

個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）

5-4-3 他の法令の規定等により開示することができない情報は、法第78条各号において明示的に不開示情報とはされていないが、このような情報を不開示情報として取り扱うことはできるか。

【回答】

法第78条各号の不開示情報は、保護すべき権利利益に着目して分類したものであり、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類型ごとに定性的な支障の有無等を規律しているものです。そのため、他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、通常これらの類型に該当するものと考えられますが、当該情報が法第78条各号のいずれに該当するかを実質的に判断する必要があります。

《方向性②》

2つ目の「条例で定めるもの」について、施行条例においては定めない。

5. 開示決定等の期限等について（施行条例：第5条・第6条）

内容：開示決定等の期限及び延長期限について、改正法で定める期間より短い期間とするか。

《説明》

改正法第83条において開示請求に対する開示決定等については30日以内に行うこととし、開示決定等の延長期限については30日以内に限り認めている。

改正法

（開示決定等の期限）

第83条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内になければならない。ただし、第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

改正法第84条において開示決定等の期限の特例について定められている。なお、条文中の「60日以内」とは、改正法第83条第1項及び第2項の期間（それぞれ30日以内）の合計である。

改正法

（開示決定等の期限の特例）

第84条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

改正法の規定に反しない限り、地方公共団体が条例で必要な規定を定めることは妨げられない。

改正法

第5款 条例との関係

第108条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

《検討》

➤ 国の見解

開示決定等の期限及び延長期限について、改正法第108条の規定により30日以内の期間を条例で定めることが許容されている。

個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）

Q5-6-1 法は、開示決定等の期限について、①原則として開示請求があった日から30日以内とした上で（法第83条第1項）、②事務処理上の困難その他正当な理由があるときは30日以内に限り延長することができることとしている（同条第2項）。これらの期間について、法施行条例で規定することにより、より短い期間とすることができるか。また、①の期間を15日以内とした場合、②の期間を45日以内とすることはできるか。

【回答】

法第108条は、開示の手続に関する事項について、法第5章第4節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしているところ、開示決定等の期限については開示の手続に関する事項に含まれるため、法施行条例で30日以内の任意の期間とすることは認められます。また、法第83条第2項の延長可能な期間についても、30日以内の任意の期間とすることは認められます。

もっとも、法第83条第1項の期間を短縮した場合であっても、同条第2項の期間について法が定める30日を超える期間とすることはできません。

なお、法第84条で「60日以内」とされている期間は法第83条第1項及び第2項の期間の合計であることから、例えば、法施行条例で同条第1項の期間を「15日以内」とし、同条第2項の期間を「20日以内」とした場合には、法施行条例で第84条の期間を「35日以内」として、整合を図る必要があります。

➤ 本市の現行制度

改正法で定める開示決定期限よりも短い期間で決定することとしている。開示決定期限の延長案件については、決定に時間を要するため、改正法同様に30日以内としている。

現行条例

（開示請求に対する決定等）

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求書を受理した日から15日以内に開示をするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に同項に規定する決定をすることができない場合においては、30日を限度としてその期間を延長することができる。・・・。

3～4 略

門真市情報公開条例

（開示請求に対する決定等）

第11条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求書を受理した日から15日以内に開示をするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に同項に規定する決定をすることができない場合においては、30日を限度としてその期間を延長することができる。・・・。

3～4 略

▶訂正請求及び利用停止請求について

保有個人情報の訂正に係る請求及び利用の停止、消去又は提供の停止に係る請求については、改正法では決定期限及び延長期限ともに30日以内であり、本市の現行制度と同じである。

訂正請求及び利用停止請求については、開示請求に比べ決定に係る審査に時間を要することも踏まえ、現行制度と同様に決定期限及び延長期限ともに30日以内と考えている。

《方向性》

市民の利便性を考慮し、開示決定等の期限を現行どおり15日以内とし、開示決定期限の延長案件については、決定に時間を要するため、改正法同様に30日以内とする。これに伴い、開示決定等の期限の特例の適用の基準とする期限については45日以内とする。

訂正請求及び利用停止請求については、開示請求に比べ決定に係る審査に時間を要することも踏まえ、現行制度と同様に決定期限及び延長期限ともに30日以内とする。

6. 諮問機関について（施行条例：第7条）

内容：個人情報保護審査会及び個人情報保護審議会の体制についての検討

《説明》

現行条例

開示決定等に対する審査請求に関する諮問 門真市個人情報保護審査会
個人情報の適正な取扱いに関する諮問 門真市個人情報保護審議会

改正法

開示決定等に対する審査請求に関する諮問 改正法第105条に規定する機関
個人情報の適正な取扱いに関する諮問 改正法第129条に規定する機関

改正法

（審査会への諮問）

第105条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等・・・について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、・・・情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

2 略

3 前2項の規定は、地方公共団体の機関・・・について準用する。この場合において、第1項中「情報公開・個人情報保護審査会（・・・）」とあるのは、「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」と読み替えるものとする。」

行政不服審査法

第2節 地方公共団体に置かれる機関

第81条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不適当又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くこととすることができる。

3～4 略

改正法

（地方公共団体に置く審議会等への諮問）

第129条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

個人情報保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）

Q5-9-3 現行の条例で設置している開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける審査会等について、改正法施行後は活用できないのか。

【回答】

現行の条例で設置している審査会等については、設置条例等の改正により、改正法の開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関（第105条第3項の「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」として位置付けることと、引き続き当該機関を活用することができます。

なお、「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」は一つの機関に限られるものではなく、不服審査の諮問を受ける一般的な機関として設置されている「行政不服審査会」とは別に、改正法の開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関を設置することが可能です。

また、改正法の開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関に、第129条の規定に基づく審議会等の役割や、情報公開条例に係る審査請求の諮問を受ける役割など、必要な役割を持たせることも差し支えありません。

《検討》

➤改正法における審議会等についての考え方

改正法第129条に規定する審議会等について、国の「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」では、「法律による全国的な共通ルールの下で、国のガイドライン等により制度の適正な運用が図られることとなり、また、地方公共団体は、必要に応じて、専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることも可能となることから、個別の事案について審議会等の意見を聴く必要性は大きく減少するものと考えられる。」とされている。

個人情報保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）

Q7-1-1 法第129条で規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」とは具体的にどのような場面を想定しているのか。

【回答】

「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」とは、単に諮問をする必要があるというだけでなく、例えば、以下の場合が想定されます。

- ・ 定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合
- ・ 地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合
- ・ 法施行条例の改正（法に委任規定のあるもの等）に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合

なお、いわゆる「オンライン結合制限」や目的外利用制限などに関する規律として、個別案件における個人情報の取扱いについて、典型的に審議会等への諮問を行うべき旨を法施行条例で定めることは認められません。一方で、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に基づき審議会等に意見を聴く場合等、法第129条の規定に関わらず、個人情報保護法以外の法令に基づき、審議会等に対し意見を聴くことは妨げられません。

▶各機関構成の比較

以下の表は、行政不服審査会・情報公開審査会を含めた本市の各機関について、構成パターンごとにまとめたものである。なお、下の表には示していない形もあり得る。

A 現行どおりとした場合		B 現行をベースにしつつ、個人情報所管の会議体を統合した場合		C 現行をベースにしつつ、個人情報保護審議会を廃止した場合		D 審査請求の所管を行政不服審査会に集約した場合①		E 審査請求の所管を行政不服審査会に集約した場合②	
名称	所管事務	名称	所管事務	名称	所管事務	名称	所管事務	名称	所管事務
行政不服審査会	審査請求(㊦・㊧除く。)	行政不服審査会	審査請求(㊦・㊧除く。)	行政不服審査会	審査請求(㊦・㊧除く。)	行政不服審査会	審査請求	行政不服審査会	審査請求
情報公開審査会	㊦の審査請求・㊦の制度改正	情報公開審査会	㊦の審査請求・㊦の制度改正	情報公開審査会	㊦の審査請求・㊦の制度改正	情報公開審査会	㊦の制度改正	情報公開審査会	
個人情報保護審査会	㊦の審査請求	個人情報保護審査会	㊦の審査請求・㊦の適正な取扱い	個人情報保護審査会	㊦の審査請求	個人情報保護審査会		個人情報保護審査会	
個人情報保護審議会	㊦の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき	個人情報保護審議会	㊦の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき	個人情報保護審議会		個人情報保護審議会	㊦の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき	個人情報保護審議会	㊦制度改正・㊦の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき
共通事項									
行政不服審査法に基づく審査請求については審理員制度を適用、㊦と㊧については審理員適用除外となるが、それぞれ別の審査会となるため混同しない。						—		—	
—		—		—		審理員を適用除外しない案件と適用除外する案件を一つの審査会で取り扱うため、煩雑になる。			
改正法による全国統一ルールが運用され、必要に応じて個人情報保護委員会に助言を求めることができるようになるため、個人情報保護審議会への諮問事項が減少する。		—		—		改正法による全国統一ルールが運用され、必要に応じて個人情報保護委員会に助言を求めることができるようになるため、個人情報保護審議会への諮問事項が減少する。 ㊦・㊧に係る審査請求案件を行政不服審査会に移管することに加え、個人情報保護審議会の所管事項についても、改正法による全国統一ルールが運用され、必要に応じて個人情報保護委員会に助言を求めることができるようになるため、情報公開・個人情報保護審議会への諮問事項が減少する。			
個別事項									
—		・個人情報保護審査会と個人情報保護審議会の機能を併せ持った会議体とすることは可能であるとの国の見解が示されている。 ・個人情報保護審議会だけでは案件が少なくなること		・改正法による全国統一ルールが運用され、必要に応じて個人情報保護委員会に助言を求めることができるようになるため、個人情報保護審議会を廃止する。 ・個人情報保護審議会を廃		情報公開制度に係る審査請求案件を行政不服審査会に移管することにより、情報公開審査会への諮問事項が減少する。		—	

	については、統合により解決する。	止すると、「マイナンバー法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価その他同法第2条第5項に規定する個人番号を利用するために必要な事項についての調査審議に関する事務」を所管する会議体なくなる。		
--	------------------	---	--	--

※ 個人情報保護審議会は、改正法第129条を適用し、条例に定めて設置するものであり、改正法において必置とされているものではない。

▶ 改正法を踏まえた今後の諮問機関の構成について

条例改正の場合、改正法の対象外であるいわゆるマイナンバー法に関連する案件(※)の場合等について諮問を要する可能性も想定されることから、個人情報保護審議会の機能は引き続き必要ではあるものの、必要に応じて国の個人情報保護委員会に助言を求めることが可能となり、個別の事案について個人情報保護審議会等の意見を聴くことは許容されないことから、現在のように、個人情報保護審査会と個人情報保護審議会を個別の会議体として設置する必要性は低い。

(※) 現在の個人情報保護審議会は、「マイナンバー法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価その他同法第2条第5項に規定する個人番号を利用するために必要な事項についての調査審議に関する事務」についても所管している。

《方向性》

個人情報保護審査会と個人情報保護審議会を統合するBの案で検討している。

7. 個人情報管理責任者について（施行条例：第8条）

内容：個人情報管理責任者を設置するか。

《説明》

現行条例第9条第4項において個人情報保護管理責任者の設置について定めている。これは現行条例第9条第1項から第3項までに定める措置の責任を明確にするためのものである。

現行条例

（適正管理）

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するため、その保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失、損傷及び改ざんの防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を、確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的価値を有する資料として保存されるものについては、この限りでない。

4 実施機関は、個人情報取扱事務の適正な管理のため及びこの条例がその目的に従って適正に運用されるよう当該実施機関の職員のうちから個人情報保護管理責任者を定めなければならない。

《検討》

➤ 国の見解

個人情報の安全管理のために市独自の役職を置くことが許容されている。

個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）

Q9-2-1 地方公共団体内部の個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報の安全管理のために保護責任者等の地方公共団体独自の役職を置いたり、・・・は可能か。

【回答】

地方公共団体の内部管理として、そうした制度を設けることは妨げられません。

《方向性》

改正法及び施行条例に基づく個人情報の適切な取扱いに関する責任の明確化のため、個人情報管理責任者を設置する。

8. 運用状況について（施行条例：第9条）

内容：「運用状況の公表」について、本市においても実施するか。

《説明》

改正法

（施行の状況の公表）

第165条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

《検討》

➤ 国の見解

改正法に基づき個人情報保護委員会が実施する施行状況の公表とは別に市独自で運用状況報告をすることは許容されている。

個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）

Q8-1-1 法第165条第2項に基づき、委員会が行う法の施行の状況の公表と別に、地方公共団体独自の措置として、例えば、年度単位で個人情報保護制度に係る運用状況の公表を行うことは差し支えないか。

【回答】

地方公共団体が自発的に行う住民向け情報公開として、そうした制度を設けることは妨げられません。

➤ 本市の現行制度

現行条例

（運用状況の公表）

第23条 市長は、毎年1回この条例の運用状況について公表するものとする。

本市の運用状況公表内容

- ・ 目的外利用等の部局別件数
- ・ 各開示請求の概要
- ・ 開示決定内容の内訳 等



これらの公表については、従前の公表内容とのバランスや情報公開の観点から引き続き実施することを想定

《方向性》

個人情報保護委員会が公表する施行状況に加え、市独自の運用状況の報告を行う。報告の内容については、現在と同様のものを想定しているが、個人情報保護委員会が公表する施行状況の内容と重複する項目がある場合は、当該項目については見直しを行う。

9. 行政機関等匿名加工情報の提案募集について（施行条例：一）

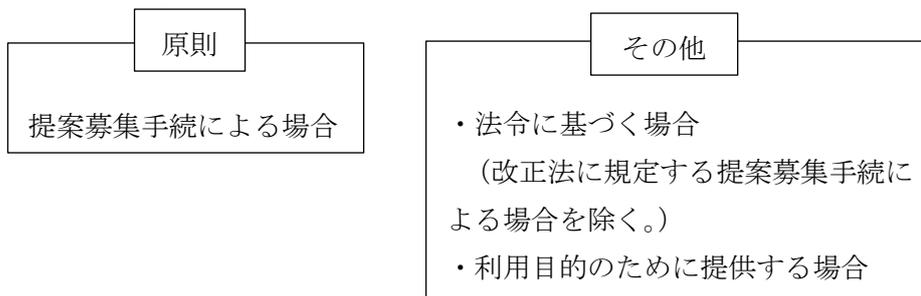
内容:改正法で任意とされている行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施について。

《説明》

行政機関等匿名加工情報の提供制度は、豊かな国民生活の実現に資することを目的として、公的部門が有するデータを、個人を識別できないよう加工した上で民間事業者等に提供し、その活用を促すものである。

行政機関等匿名加工情報：行政機関等が保有する一定の条件を満たす個人情報について、特定の個人を識別することができないよう加工し、当該個人情報を復元することができないようにした情報

行政機関等匿名加工情報の外部への提供は、



とされている。

提案の流れは、市で保有する一定の条件を満たす個人情報ファイルを、「募集」⇒「企業等による提案」⇒「市で内容審査」⇒「承認する場合は、市と提案者で契約締結」⇒「行政機関等匿名加工情報の作成」⇒「提案者への提供」となる。

しかし、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体等については、当分の間、提案募集の実施は任意とされている。

改正法

(行政機関等匿名加工情報に関する経過措置)

制定附則第7条 都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての第110条及び第111条の規定の適用については、当分の間、第110条中「行政機関の長等は、」とあるのは「行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であって、」と、第111条中「ものとする」とあるのは「ことができる」とする。

【制定附則第7条による読み替え後】

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第110条 **行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であって、**当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第60条第3項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第75条第1項の規定の適用については、同項中「第10号」とあるのは、「第10号並びに第110条各号」とする。

- (1) 第112条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- (2) 第112条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地

【制定附則第7条による読み替え後】

(提案の募集)

第111条 行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル(個人情報ファイル簿に前条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。)について、次条第1項の提案を募集することができる。

《検討》

国の個人情報保護制度の見直しに関する最終報告によると、提案募集が任意とされている理由は、

- ・ 国においては、平成28年に現行法制における同様の提案募集制度を設けることができるようになった。それに伴い地方公共団体においても条例で提案募集制度を設けることとした例もみられるが、全国的にもごく少数であること。
- ・ 既に同様の制度を運用している国の行政機関等においても事例の蓄積が乏しいこと等から、地方公共団体における制度の適切な運用の確保に懸念があるとされていること。

とされている。

《方向性》

上記の状況を踏まえ、改正法の施行段階では実施は行わず、各自治体の動向等を踏まえ、制度の導入について検討していく。

10. 市民等の責務について（施行条例：一）

内容：現行条例において定めている市民及び出資法人の責務を施行条例においても定めるか。

《説明》

現行条例

（市民の責務）

第5条 市民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報を適切に管理し、かつ、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（出資法人の責務）

第24条 市が出資する法人は、個人情報の保護に関する市の施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

《検討》

市民の責務については、改正法第3条において市民に限らず個人情報の取扱い全般に関する基本理念が定められている。

法人については、改正法に出資法人に特化した規定はないものの、個人情報データベースを取り扱う事業者を対象に第4章において「個人情報取扱事業者等の義務等」が定められているため、法に基づく必要な措置は図られる。

改正法

（基本理念）

第3条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

《方向性》

改正法の規定により対応できるため、市民及び出資法人の責務を施行条例においては定めない。